



## 3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その2～ 財産のたな卸し

### 1. 現在地を知る

目的地に到達するためには、まず最初に現在地を確認しておかなければなりません。

相続対策では、財産のたな卸しを実行して、概算の相続税額を把握することから始めます。

財産のたな卸しでは、不動産については固定資産税の課税明細書、自社株については会社の決算申告書、生命保険に関する資料として保険契約書が必要。  
預貯金や上場有価証券などは明細不要で、概算額の聞き取りでOK。

財産のたな卸しによって相続税の納税資金の過不足が確認できる。

留意すべき点は、財産の評価額は精緻なものでもなくてもOK。（路線価は毎年改定される、現預金などは相続開始までの間に増減する。）

### 2. 10年後を予測する

相談者の年齢から平均余命を確認し、現状の財産が10年（又は平均余命を現在の年齢に加算した期間）後にどのように増減するのか予測する。

財産が増加すれば相続税が重くなるので、資産管理会社などを活用して財産の増加を防止する策を検討する。

### 3. 相続対策を立案し、実行に移す

生前贈与、資産管理会社、生命保険、遺言書、養子縁組など相続対策の定番の対策について、知っていても実行しなければ効果は得られない。

相続対策は、専門家に相談する。その際、相談相手が「専門家」か「専門か？」の見極めが大切。